

国民健康保険税の課税限度額引き上げおよび 未就学児がいる世帯の軽減措置のお知らせ

国民健康保険税の算定上、医療分・後期高齢者支援金分・介護分ごとに限度額を定めておりますが、令和4年度につきましては、次のとおり限度額を引き上げることになりました。

	医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
限度額	610,000	630,000	190,000	190,000	160,000	170,000
所得割	8.60%	8.60%	3.10%	3.10%	2.70%	2.70%
均等割	23,500	23,500	11,500	11,500	15,000	15,000
平等割	18,500	18,500				

また、令和4年度から、未就学児がいる世帯に対して未就学児に係る均等割額（低所得者に対する軽減が適用されている場合は当該軽減後）の2分の1が減額されます。なお、この減額についての申請は不要です。

基準となる所得金額の合計額	医療費給付費分軽減額			後期高齢者支援等分軽減額		介護納付金軽減額
	被保険者1人につき	被保険者(未就学児)1人につき	1世帯につき	被保険者1人につき	被保険者(未就学児)1人につき	被保険者1人につき
減額なしの世帯	23,500円	11,750円		11,500円	5,750円	15,000円
43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下	16,450円	19,975円	12,950円	8,050円	9,775円	10,500円
43万円+(28.5万円×被保険者及び特定同一世帯所属の人数)+10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下	11,750円	17,625円	9,250円	5,750円	8,625円	7,500円
43万円+(52万円×被保険者及び特定同一世帯所属の人数)+10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下	4,700円	14,100円	3,700円	2,300円	6,900円	3,300円

■お問い合わせ 税務課税務グループ ☎01392-2-3131

ラッコくらぶ（育児教室）への参加者募集

6月24日のぶちラッコを、育児教室「ラッコくらぶ」に振り替え、べこもち作りを行います。

参加を希望される方は、下記までお申し込み下さい。

■日 時：6月24日（金）10時00分～11時30分 ※受付9時30分～

■場 所：健康管理センター

■対 象：生後2か月から就学前のお子さんご家族

■内 容：べこもち作り・自由遊びなど

■持ち物：エプロン

■参加費：大人1名につき100円

■申込み：6月17日（金）午前中まで

■お問い合わせ：保健福祉課保健推進グループ

☎01392-2-2122

